

「(仮称) 徳島鳴門風力発電事業」環境影響評価方法書に対する 徳島県知事意見

1 総論

本事業は、徳島県鳴門市北西部の山中において、陸上風力発電事業（総出力：最大38,700kW）を実施するものであり、発生電力の供給によるエネルギー自給率への貢献と、地球温暖化対策の一助として地球環境保全に資することを目的とするとしている。

一方、対象事業実施区域及びその周辺には、多くの希少な動植物が生息・生育しており、その一部に自然公園地域（板ヶ谷池及びその周辺の貴重な湿地）や鳥獣保護区が含まれるなど、県内屈指の自然環境が残された地域である。

この区域における風力発電設備の設置工事及び稼働により、大気環境、水環境、生活環境、動植物等に重大な影響が生じる可能性があることから、環境への影響を回避又は低減するために、本事業の実施に際しては、適切な方法により環境影響評価を行う必要がある。

また、当該区域は、鳴門市が陸上風力発電のゾーニング（適地評価）を行った結果、慎重な開発検討を要する場所（イエローゾーン）、極めて慎重な開発検討を要する場所（オレンジゾーン）及び原則開発不可とするべき場所（レッドゾーン）にまたがって設定されている。

そこで、原則開発不可とするべき場所であるレッドゾーンに対して、本事業の影響の回避を考慮した事業計画にするとともに、オレンジゾーンについても、レッドゾーンに準じた扱いとすることを求める。

また、当該ゾーニングマップは、2017年に公表されており、環境影響評価上検討すべき事項の全てが整理されているわけではないことから、イエローゾーンにおいても、本事業が環境へ与える影響について更なる調査が必要である。

これらを踏まえて、環境影響評価項目の調査、予測及び評価に当たっては、最新の知見や先行事例の情報、専門家の助言等を踏まえ再検討し、当該区域及びその周辺の環境状況を的確に捉えられるよう、適切な方法や複数年の期間で行うことを求める。

さらに、本事業の実施に当たっては、地域住民及び地元関係者の理解が不可欠である。今後、環境影響評価手続を通じ、地域住民への周知と信頼関係の構築に努め、本事業の内容等について、丁寧かつわかりやすい説明を行い、地域との合意形成を積極的に図ることを求める。

2 各論

(1) 大気環境（騒音・振動等）

事業の実施に当たり、大型の工事関係車両が複数回往来することが予想されるため、走行による騒音・振動の影響について、工事前を含め、適切な調査期間及び調査回数を確保することが必要である。

工事中のみならず、風車の稼働中の騒音・振動等の影響についても予測・調

査し、明示することが必要である。

(2) 水環境

水質調査について、適切な調査地点を設定し、工事による水の濁り・アルカリ性化・水量が動植物に与える影響を予測し、対策について十分に検討すること。

特に板ヶ谷池への水の供給部付近に構造物を設置することにより、池及びその周辺にある貴重な湿地に生息・生育している動植物に重大な影響を及ぼすことが考えられるため、当該池についても十分な調査・検討が必要である。

また、地域で親しまれている湧き水である「御靈命水（ごりょうめいすい）」が当該区域周辺にあり、その水質や水量等へ本事業が与える影響について考慮する必要がある。

(3) 動物

ア 全般

当該区域について、各種希少動物が生息しており、専門家等の助言を考慮した適切な調査、予測及び評価を行うことが必要である。

本事業が動物へ与える影響について、その調査期間や時期を更に検討し、十分な調査となるよう複数年にわたる調査期間を求める。

イ 鳥類・コウモリ（飛翔性の動物）

当該区域のある鳴門市は特別天然記念物であるコウノトリの繁殖地であり、その他にも希少な猛禽類の繁殖地となっている。また、当該区域は国内でも有数の渡り鳥のルートであり、特にコウノトリの移動ルートであるため、本事業の実施により、渡りの経路の阻害や衝突事故（バードストライク）等の影響が懸念される。

よってその調査、予測及び評価に当たっては、鳥類の特性を考慮した飛翔高度の正確な把握や、コウモリの音声調査を冬期も実施するなど、地域の実情に合った方法を検討する必要がある。

また、専門家の助言や最新の事例、科学的知見を踏まえ、事業実施によるコウノトリをはじめとする鳥類・コウモリへの影響を適切に把握し、回避又は低減するよう慎重かつ丁寧に評価・検討することを求める。

ウ 昆虫

昆虫類について、当該区域には、板ヶ谷池及びその周辺に貴重な湿地があるため、適切に調査、予測及び評価を行うことが必要であり、その調査方法や時期について十分に検討することを求める。

(4) 植物

当該区域及びその周辺には、シズイほか貴重種が生育している板ヶ谷池をはじめ、植物にとって貴重な湿地が存在している。事業の実施や工事により、その生態系に重大な影響を及ぼす可能性があるため、専門家の助言を考慮した適

切な調査、予測及び評価を行うことが必要である。

3 その他

本事業実施に当たり、野生動物の生息環境を変化させてしまうことで、周辺の住民への野生動物による被害の悪化・拡大を防ぐことを求める。

当該区域及びその周辺には、砂防指定地や土砂災害危険箇所などに指定されている場所がある。資材の搬出入におけるルートの決定や道路工事、その後の風車建設に際して、各種の土砂災害を発生させないよう十分な対策をするとともに、本事業において発生する廃棄物及び残土の発生量を可能な限り抑制するよう計画することを求める。

また、本事業の実施に当たっては、地域住民及び地元関係者の理解が不可欠であることから、当該区域の住民や事業者、福祉施設はじめ各施設へ積極的に情報提供を行い、信頼関係の構築に努めることが必要である。

そのため、インターネットによる環境影響評価図書の縦覧を含め、広く環境保全の観点からの意見を求められるよう、印刷やダウンロードを可能とすることや、縦覧期間終了後も継続して公表しておくことなど、利便性の向上に努めることを求める。

なお、本事業に対しては、関係市である鳴門市や地域住民等から、資材の搬入及び搬出経路が未確定であり、対象事業実施区域が広範囲に設定されていることや、事業が景観に及ぼす影響などについて意見が寄せられている。

準備書においては、できる限り対象事業実施区域の範囲を縮小し、景観についての評価結果をフォトモンタージュを用いるなど、視覚的に分かりやすい方法で明示することを求める。